

# 第3回検討会宿題事項等

- 緊急事態への対応規定について(資料1-1)
- 病院事業における主な政策医療の占める割合の試算  
(資料1-2)
- 国立大学法人と行政法人評価制度委員会の関係に  
ついて(資料1-3)

- 災害の発生等の緊急時においては、国が出資している独立行政法人に対して、主務大臣が必要な対応を求めることができるよう、個別法に規定をおいている

※個別法における緊急時等の主務大臣の対応規定は、次頁以下の参考資料のとおり  
出典：内閣府「H23.11.9 第7回 独立行政法人改革に関する分科会」資料

## 独立行政法人改革における組織規律、透明性・説明責任の向上に係る 制度設計の検討(案) (抜粋)

～独立行政法人改革に関する分科会(内閣府:平成23年11月9日)資料より～

### 2. 法人の組織運営の改善のための検討事項

#### (1) 主務大臣の監督権限の在り方

災害の発生、経済事情や国際情勢の急激な変化等の緊急時などには中期目標・中期計画に記載されていない事務・事業の実施が必要となる場合も考えられるところ。各法人の個別法において、災害の発生、経済事情や国際情勢の急激な変化等の緊急時などに、主務大臣が必要な対応を法人に求めることができるとの規定が盛り込まれている法人(44法人)がある。こうした緊急時などには中期目標・中期計画の変更手続を行う時間的な余裕がないことが想定される

参考資料

個別法における、緊急時等における主務大臣の関与に関する規定

法人名	個別法における規定
1 北方領土問題対策協会	<p>(特に必要がある場合の内閣総理大臣等の要求)</p> <p>第十五条 内閣総理大臣は、国内外の情勢の急激な変化その他の事由により、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため特に必要があると認めるときは、協会に対し、第十一条第一号、第二号又は第四号に掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣又は農林水産大臣は、北方地域旧漁業権者等の事業の経営と生活の安定又は北方地域旧漁業権者等法第四条第二号若しくは第三号に規定する法人の事業の経営の安定を図るため特に必要があると認めるときは、協会に対し、貸付業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>3 協会は、内閣総理大臣又は農林水産大臣から前二項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
2 国民生活センター	<p>(緊急の必要がある場合の内閣総理大臣等の要求)</p> <p>第四十四条 内閣総理大臣は、商品の流通又は役務の提供が国民の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合その他の事情が生じた場合において、国民に対して緊急に情報を提供する必要があると認めるときは、センターに対し、第十条第一号及び第二号に掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 センターは、内閣総理大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
3 統計センター	<p>(緊急の必要がある場合の総務大臣等の要求)</p> <p>第十一条 総務大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、関係行政機関の要請に応じ緊急に統計を作成することが必要であると認めるときは、センターに対し、前条第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 センターは、総務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
4 郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<p>(特に必要がある場合の総務大臣等の要求)</p> <p>第三十二条 総務大臣は、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、総務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
5 国際協力機構	<p>(緊急の必要がある場合の外務大臣等の要求)</p> <p>第四十条 外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関(国際会議その他国際協調の枠組みを含む。)の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるとき、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条に規定する業務又は機構の外国にある事務所について必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 主務大臣は、有償資金協力業務に係る財務の状況を著しく悪化させる事態を避けるために緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第四十三条第一項第二号に掲げる事項について必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>3 機構は、外務大臣から第一項の規定による求めがあったとき、又は主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
6 国際交流基金	<p>(緊急の必要がある場合の外務大臣等の要求)</p> <p>第十七条 外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関(国際会議その他国際協調の枠組みを含む。)の要請等を受けて、外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるときは、基金に対し、第十二条に規定する業務又は基金の外国にある事務所について必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 基金は、外務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由</p>

法人名	個別法における規定
7 酒類総合研究所	<p>がない限り、その求めに応じなければならない。</p> <p>(特に必要がある場合の財務大臣の要求)</p> <p>第十四条 財務大臣は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現のため特に必要があると認めるときは、研究所に対し、第十二条第一号に掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 研究所は、財務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
8 造幣局	<p>(緊急の必要がある場合の財務大臣の要請)</p> <p>第十九条 財務大臣は、貨幣の偽造に対処するため必要があると認めるときその他貨幣の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、第十一条第一項第一号、第三号及び第七号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。</p> <p>2 造幣局は、前項の規定による財務大臣の要請があったときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。</p>
9 国立印刷局	<p>(緊急の必要がある場合の財務大臣等の要請)</p> <p>第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第一号、第二号及び第六号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項第三十七号に規定するものをいう。以下この項において同じ。)の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第三号及び第五号の業務(同号の業務にあっては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。)に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。</p> <p>3 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があったときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。</p>
10 宇宙航空研究開発機構	<p>(主務大臣の要求)</p> <p>第二十四条 主務大臣は、宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならない。</p>
11 日本スポーツ振興センター	<p>(文部科学大臣の命令)</p> <p>第二十条 文部科学大臣は、この法律及び投票法を施行するため必要があると認めるときは、センターに対して、スポーツ振興投票等業務に関し必要な命令をすることができる。</p>
12 日本原子力研究開発機構	<p>(主務大臣の要求)</p> <p>第二十六条 主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならない。</p>
13 国立健康・栄養研究所	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)</p> <p>第十三条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条に規定する業務のうち必要な調査及び研究又は試験の実施を求めることができる。</p> <p>2 研究所は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
14 労働安全衛生総合研究所	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)</p> <p>第十四条 厚生労働大臣は、労働災害(労働安全衛生法第二条第一号の労働災害をいう。以下この条において同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、労働災害の予防のための調査及び研究を緊急に行う必要があると認めるときは、研究所に対し、必要な調査及び研究(第十一条に規定する業務の範囲内に限る。)の実施を求めすることができる。</p> <p>2 研究所は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>

法人		個別法における規定
15	高齢・障害・求職者雇用支援機構法	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
16	福祉医療機構	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、福祉若しくは医療に係るサービスの安定的な提供を図るため、又は厚生年金等受給権者若しくは労災年金受給権者の生活の安定に資するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
17	労働者健康福祉機構	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)</p> <p>第十六条 厚生労働大臣は、重大な労働災害（労働安全衛生法第二条第一号に規定する労働災害をいう。）が発生し、又はまさに発生しようとしている事態に対処するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
18	国立病院機構	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)</p> <p>第十九条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号又は第二号の業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。</p> <p>2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
19	医薬品医療機器総合機構	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)</p> <p>第三十七条 厚生労働大臣は、保健衛生上の重大な危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、審査等業務のうち、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の品質、有効性及び安全性に関する審査、調査、情報の収集その他必要な業務の実施を求めることができる。</p> <p>2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
20	地域医療機能推進機構法	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)</p> <p>第二十一条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
21	年金積立金管理運用独立行政法人	<p>(特に必要がある場合の厚生労働大臣の要求)</p> <p>第二十七条 厚生労働大臣は、年金積立金の安全かつ効率的な運用を行うため特に必要があると認めるときは、管理運用法人に対し、管理運用業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 管理運用法人は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>

国立		個別法における規定
22	国立がん研究センター	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求) (※NCは全て同じ)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。</p> <p>2 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
23	国立循環器病研究センター	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求) (※NCは全て同じ)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。</p> <p>2 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
24	国立精神・神経医療研究センター	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求) (※NCは全て同じ)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。</p> <p>2 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
25	国立国際医療研究センター	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求) (※NCは全て同じ)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。</p> <p>2 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
26	国立成育医療研究センター	<p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求) (※NCは全て同じ)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。</p> <p>2 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>

法人名	個別法における規定
	めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。
27 国立長寿医療研究センター	(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)(※NCは全て同じ) 第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。 2 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。
28 農林水産消費安全技術センター	(緊急時の要請) 第十二条 農林水産大臣は、農林水産物、飲食物品又は油脂について、その品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急の必要があるときは、センターに対し、第十条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができる。 2 センターは、前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、速やかにその要請された調査、分析又は検査を実施しなければならない。
29 農業・食品産業技術総合研究機構	(緊急時の要請) 第十八条 農林水産大臣は、次に掲げるときは、研究機構に対し、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。 一 農作物、家畜又は家畜に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき。 二 品質が適正でない食品が流通し、又は流通するおそれがあり、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるとき。 2 研究機構は、前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施しなければならない。
30 農業環境技術研究所	(緊急時の要請) 第十三条 農林水産大臣は、農畜生産の対象となる生物の生育環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる場合において、農作物、家畜又は家畜に重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条第一号に掲げる業務のうち必要な基礎的な調査及び研究又はこれに関連する分析若しくは鑑定を実施すべきことを要請することができる。 2 研究所は、前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、速やかにその要請された基礎的な調査及び研究又はこれに関連する分析若しくは鑑定を実施しなければならない。
31 森林総合研究所	(緊急時の要請) 第十三条 農林水産大臣は、森林に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条第一号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。 2 研究所は、前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施しなければならない。
32 水産総合研究セン	(緊急時の要請) 第十五条 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそ

法人名	個別法における規定
ター	れがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十一条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施すべきことを要請することができる。 2 センターは、前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施しなければならない。
33 日本貿易振興機構	(緊急時の要請) 第十四条 経済産業大臣は、国際経済事情の急激な変化その他の事情により我が国及び国際経済社会の健全な発展が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合において、機構の業務を貿易の振興に関係する政府の方針と整合的なものとするため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる業務(これらに附随する業務を含む。)に関し必要な措置をとることを求めることができる。 2 機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。
34 原子力安全基盤機構	(特に必要がある場合の経済産業大臣の要求) 第十六条 経済産業大臣は、原子炉施設の安全な使用に支障を及ぼすおそれが生じた場合その他の場合において、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。 2 機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。
35 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	(特に必要がある場合の経済産業大臣の要求) 第二十条 経済産業大臣は、我が国への金属鉱産物の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、金属鉱産物の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、機構に対し、その備蓄に係る金属鉱産物を譲り渡すことを求めることができる。 2 機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。
36 土木研究所	(国土交通大臣の指示) 第十五条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急処を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十二条第一号又は第二号の業務(次条第一項第二号に規定する業務を除く。)のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。
37 建築研究所	(国土交通大臣の指示) 第十四条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急処を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十二条第一号又は第二号の業務のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。
38 港湾空港技術研究所	(国土交通大臣の指示) 第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急処を要すると認められる場合においては、研究所に対し、第十一条第一号、第二号又は第三号の業務のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。
39 水資源機構	(特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮) 第十八条 国土交通大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、特定施設の操作に関し、政令で定めるところにより、機構を指揮することができる。 2 機構は、国土交通大臣から前項の規定による指揮があったときは、その指揮に従わなければならない。
40 海上災害防止センター	(センターに対する指示) 第四十二条の二十六 海上保安庁長官は、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、第三十九条第三項の規定により措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は同項の規定により措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、同項に規定する措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、センターに対し、指示するこ

法人名	個別法における規定
	<p>とができる。</p> <p>2 海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外国船舶から大量の油又は有害液体物質の排出があり、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認めるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、センターに対し、指示することができる。</p>
41 都市再生機構	<p>(国土交通大臣の要求)</p> <p>第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認めるときは、機構に対し、第十一条第一項第一号から第三号まで、第十三号又は第十六号の業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を求めすることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による求めをしようとするときは、あらかじめ、当該業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。</p> <p>3 機構は、国土交通大臣から第一項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
42 日本高速道路保有・債務返済機構	<p>(特に必要がある場合の国土交通大臣の要求)</p> <p>第二十六条 国土交通大臣は、道路整備特別措置法に基づき代行する道路管理者の権限の適正な行使を確保するため特に必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第八号の業務及びこれに附帯する業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、国土交通大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
43 住宅金融支援機構	<p>(緊急の必要がある場合の主務大臣の要求)</p> <p>第十五条 主務大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、国民の居住の安定確保を図るために金融上の支援を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条に規定する業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>
44 国立環境研究所	<p>(緊急の必要がある場合の環境大臣の要求)</p> <p>第十三条 環境大臣は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その他の環境の汚染により人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条に規定する業務のうち必要な調査及び研究の実施を求めすることができる。</p> <p>2 研究所は、環境大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p>

## 国立病院機構の病院事業における主な政策医療の占める割合の試算

重症心身障害、筋ジストロフィー等のセイフティネット分野等の入院患者数の割合は3割程度、5疾病の入院患者の数を含めると8割程度となっている

		1日入院患者数 (A) (注2)	全入院患者数に 占める割合(A/B)	全国に占める 国立病院機構 の割合(注3)
セイフティネット分野等	重症心身障害	7,387人	16.7%	40.2%
	筋ジストロフィー	2,141人	4.8%	95.7%
	結核	1,324人	3.0%	44.7%
	エイズ	36人	0.1%	-
	心神喪失者等医療観察法に基づく入院	331人	0.7%	61.9%
	難病 (注1)	4,953人	11.2%	-
	小計	16,172人	36.5%	
その他の主な政策医療分野で あって患者数の抽出が 可能なもの	がん	10,499人	23.7%	
	脳卒中	2,967人	6.7%	
	急性心筋梗塞	1,992人	4.5%	
	糖尿病	644人	1.5%	
	精神疾患	3,162人	7.1%	
	小計	19,264人	43.5%	
計		35,436人	80.1%	

※全入院患者数(B) (平成22年10月の機構病院全体の1日平均入院患者数) : 44,265人

(注1) 難病は、難治性疾患克服研究事業対象疾患(130疾患)の患者数

(注2) 1日入院患者数(A)は、平成22年10月1日現在の入院患者数

(注3) 全国に占める割合は、第2回検討会 資料1-1 3ページ参照

# 労働者健康福祉機構の病院事業における政策医療の占める割合

全患者に占める労災患者の割合は、4.3%（入院3.0%、外来5.0%）であり、せき損、じん肺、振動障害等の労災疾病患者が、1.6%（入院1.7%、外来1.6%）となっている。

全入院患者数 (A) 10,371人 (※平成22年10月の機構病院全体の1日平均入院患者数)  
 全外来患者数 (B) 28,053人 (※平成22年10月の機構病院全体の1日平均外来患者数)

		1日入院患者数(C)	全入院患者数に占める割合(C/A)	1日外来患者数(D)	全外来患者数に占める割合(D/B)	1日入院・外来患者数(E)	全入院・外来患者数に占める割合(E/(A+B))
労災疾病分野  (患者数の抽出が可能なもの)	せき損	133	1.3%	280	1.0%	413	1.1%
	じん肺	26	0.3%	95	0.3%	121	0.3%
	振動障害	4	0.0%	63	0.2%	67	0.2%
	アスベスト関連	11	0.1%	—	—	11	0.0%
	小計	174	1.7%	437	1.6%	611	1.6%

(注1) 1日入院患者数(C)は、平成22年10月1日現在の入院患者数。

(注2) 1日外来患者数(D)は、平成22年10月1日現在の外来患者数。

# 政策的医療の提供内容・実績とそのネットワーク病院の設置目的

労災病院グループのネットワークを通じて、労災疾病等職業に関わる疾病の臨床データ等の収集や研究を行い、医療技術・知見を開発・確立し、地域医療機関に対する予防・治療方法等の普及促進を図る。

## 労災病院グループ 30病院



**臨床現場**  
(高度・専門的医療の提供)

**② 労災疾病等研究**  
**医療技術・知見**  
**の開発・確立**

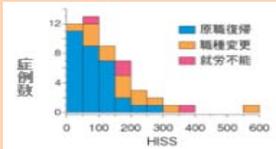
**③ 研究成果を**  
**フィードバック**

(例)

**アスベスト**: 収集した症例から中皮腫臨床像を導き出し、鑑別診断法を確立し、適正な診断が可能となった。



**四肢切断**: 受傷時の重症度スコアを開発した結果、機能回復や職場復帰の予測を可能とした。これにより個人毎の治療計画の作成が可能となった。



① 労災病院のネットワークを通じて職歴を含めた症例データを収集・蓄積

症例数 **22,177例**

(H16~H20: 第1期研究)

入院患者の職業歴等データ

**257万件**

(S59~H21)

(例)

**アスベスト**: 診断困難な中皮腫事案について症例を提供

**四肢切断**: プレス損傷等の手指切断における再接着が可能な症例を提供

依然として多く発生している労働災害による疾病

職業性外傷  
(燕ほか1病院)

せき髄損傷  
(中部ほか3病院)

物理的因子による疾患  
(九州ほか2病院)

感覚器障害  
(大阪)

筋・骨格系疾患  
(関東ほか2病院)

振動障害  
(山陰ほか5病院)

粉じん等による呼吸器疾患  
(北海道中央ほか4病院)

新たな健康問題として社会問題化している勤労者の疾病

メンタルヘルス  
(横浜ほか4病院)

脳・心臓疾患(過労死)  
(東北ほか1病院)

産業中毒  
(関西)

働く女性のメディカル・ケア  
(和歌山ほか4病院)

アスベスト関連疾患  
(岡山ほか9病院)

職場復帰のためのリハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援 (九州ほか15病院)

**13分野 19テーマ**

研究発表  
10, 124件  
(H16~H23)  
症例検討会  
5, 982件  
148, 042人  
(H17~H23)  
研修会等  
3, 221件  
(H16~H23)

普及

地方労災医員  
81人  
労災保険診療  
費審査委員  
33人  
地方じん肺  
診査医  
13人  
(H23年度実績)

協力

労災認定に必要な意見書の作成  
28, 137件  
(H16~H23)

労災指定医療機関・産業医等

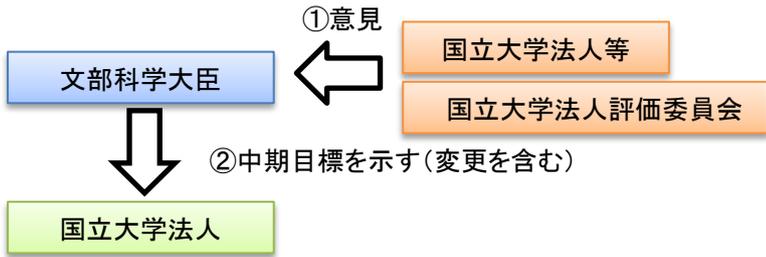
行政

## 国立大学法人(国立大学法人法改正案)

(参考) 中期目標行政法人(行政法人通則法案)

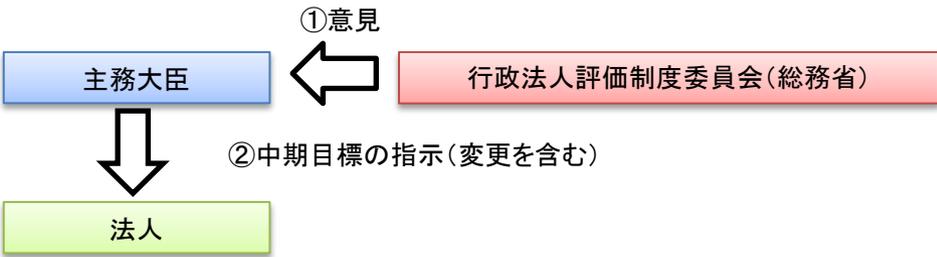
### 【中期目標策定時】

行政法人評価制度委員会の意見徴取に関する規定はない。



### 【中期目標策定時】

あらかじめ、行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならない。

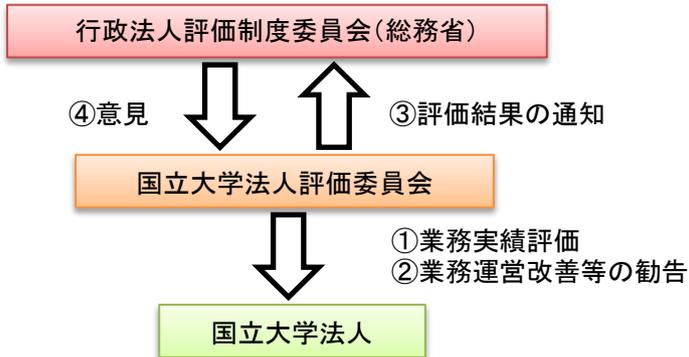


### 【業務実績評価時】

中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度(下図)

- ・国立大学法人評価委員会は、行政法人評価制度委員会に評価結果を通知。
- ・行政法人評価制度委員会は、その評価結果について、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

※これ以外の事業年度は、行政法人評価制度委員会への通知等は不要。



### 【業務実績評価時】

中期目標期間の最後の事業年度の前年事業年度(下図)

- ・主務大臣は、行政法人評価制度委員会に評価結果を通知。
- ・行政法人評価制度委員会は、その評価結果について、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

※これ以外の事業年度は、行政法人評価制度委員会への通知等は不要。

